

通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県）

第1 通則

1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年条例第59号）第17条第2項の規定に基づき、乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）の安全を確保するための必要な方策を示すことにより、通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における子どもの安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、通学路等における子どもの安全確保のための具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、通学路等の状況、地域住民の意見等、地域や学校等（注1）の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 地域ぐるみの安全確保の取組

通学路等を管理する者、子どもの保護者、学校等を管理する者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、次により通学路等の安全確保に努めるものとする。

(1) 推進体制の整備

安全確保に向けた情報・意見の交換及び活動を推進するための協力体制の整備

(2) 不審者情報の共有化等

- ① 通学路等における不審者のはいかい、子どもの未帰宅等の事案に関する情報の警察への早期通報
- ② 地域における情報共有化のための連絡体制や、これらの情報に応じたパトロール実施等の迅速な対応を講ずるためのシステムの整備

(3) 通学路等の安全点検・パトロール活動の実施

通学路等における犯罪を防止するための、地域ぐるみの体制の整備による安全点検やパトロール活動の実施

(4) 関係者への協力要請

通学路等において、犯罪を防止する上で特に配慮すべき事項や危険箇所を把握した場合における、その管理者等に対する改善要望及び通学路等の安全性を向上させるための関係者への協力要請

(5) 安全情報の周知

通学路等における危険箇所、地下道等の特に安全上注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番・駐在所、「こども110番の家」等の所在を記載した安全マップの作成・配布等、子どもの安全確保にかかる情報の周知及び注意喚起を図るための取組

2 学校等の体制整備及び安全教育等の推進

(1) 学校等の体制整備

学校等の管理者は、子どもの安全を確保するため、その責任者（安全主任等）の設置及び教職員等による校内体制の整備を行うことにより安全管理体制を確立するとともに、保護者、地域及び関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）と連携し、安全推進体制の整備に努めるものとする。

(2) 通学路の指定

学校等の管理者は、保護者及び関係機関等と連携し、地域の実情に応じた安全な通学路の指定に努めるものとする。

(3) 安全教育等の推進

学校等の管理者は、保護者及び関係機関等と連携し、次により安全教育等の推進に努めるものとする。

① 実践的な安全教育の実施

ア 危険を予測し回避する能力や、危険に遭遇した場合の具体的な対処方法を身に付けさせるための実践的な指導

イ 安全マップ作成への子どもの参画及び安全マップを活用した危険箇所の周知等

ウ 不審者に遭遇した場合等における、警察への通報及び保護者や学校等への速やかな連絡の徹底

エ 複数名による登下校等の指導

② 保護者に対する要請等

家庭における安全教育の実施及び子どもが不審者に遭遇した場合や子どもの未帰宅事案が発生した場合の速やかな110番通報等の要請

3 通学路等における安全な環境の整備基準

次の基準により、通学路等における安全な環境の整備に努めるものとする。

(1) 防犯灯等の整備

防犯灯、道路照明灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）が確保されていること。

(2) 見通しの確保

周囲からの見通しが確保されていること。ただし、死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の設備が整備されていること。

なお、通学路については、降雪期には除排雪による見通しの確保に配慮すること。

(3) 歩車道の分離等

道路については、構造上可能な場合は、歩道と車道とが分離されていること。また、歩車道の分離が不可能な場合は、防護柵の設置等の工夫により安全が確保されていること。なお、降雪期には除排雪による歩車道の幅員確保に配慮すること。

(4) 緊急時の子どもの保護拠点の設置

通学路等の周辺に「こども110番の家」等の緊急時に子どもを保護する拠点が設けられ、また、必要に応じて防犯ベル等の防犯設備等が設けられていること。

(5) 子どもの安全確保上特に注意を払うべき通学路等への防犯設備の設置

地下道等の子どもの安全確保上特に注意を払うべき箇所には、防犯ベル等の通報装置が設けられていること。

(6) その他の安全対策

通学路等の実情に応じ、危険箇所の注意表示、施設の安全点検、駐車禁止、車の進入規制等の措置を講ずること。

(注1) 「学校等」とは、次の施設をいう。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)

(2) 学校教育法第83条の2に規定する専修学校のうち高等課程にかかるもの

(3) 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で、主として外国人の児童、生徒又は幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの

(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設及びへき地保育所

(5) 児童福祉法第6条の2第12項に規定する事業(放課後児童健全育成事業)を行う施設

(注2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。)が概ね3ルクス以上のものをいう。